

平成28年度 輸出仕様食品製造支援事業 募集要領

海外への輸出を目的とした食品の開発と販売を支援します！

平成28年4月22日
一般財団法人さっぽろ産業振興財団
産業企画推進部

対象者

札幌市内の食関連企業等

※詳細用件は「4.申請要件」をご確認ください。

申請期限

**平成28年5月23日（月）
17時必着！**

1. 事業目的

海外における札幌の食品の販売拡大を図るため、輸出仕様食品を開発して海外に流通させる事業に対して補助金を交付します。

2. 輸出仕様食品とは

この要領における輸出仕様食品とは、海外市場での販売を目的として、商品の流通上の性質が適正化された食品とします。具体的には、パッケージ・風味・価格帯が海外の消費者に受け入れられやすい食品、賞味期間・保存方法・輸送方法が流通業者に受け入れられやすい食品、構成成分やその表示が海外の監督機関の基準に適合する食品等のことです。

3. 事業内容

輸出仕様食品を開発して海外に流通させる事業に対して、補助金を交付します。

補助金額上限

2,000千円（補助対象経費の1/2以内の金額）

交付予定件数

10社程度を予定（総額20,000千円の予算範囲内で補助金交付を決定）



補助対象経費

補助対象経費	事業実施のためにかかった(1)～(6)までの経費の合計(消費税抜き)	
	区分	具体的内容
	(1)製造費	輸出仕様食品製造(試作および本生産)に必要な原材料・資材購入費、製造委託費、デザイン費等
	(2)機器費	輸出仕様食品製造(試作および本生産)に必要な機器の購入費・リース費等(上限 50 万円)
	(3)輸出関係費	輸出仕様食品の輸出に必要な輸送費用、通関等手続費、検査費、商標登録費、翻訳費、HACCP・ISO・ハラル・機能性食品等の認証取得費等
	(4)海外マーケティング費	海外でのマーケティング活動に必要なリーフレット制作費、外国語の商品紹介ウェブサイト構築費、店頭販売促進員稼働費、通訳費、海外の展示会・物産展等出展費、コンサルタント経費等
	(5)旅費	海外でのマーケティング活動に必要な出張費、海外バイヤー招聘旅費等
	(6)その他(一財)さっぽろ産業振興財団理事長が適当と認める経費	
	※補助事業者従業員の人件費は補助対象経費から除外すること ※(4)および(5)の補助対象経費申請額の合計額は補助対象経費申請額の 1/2 未満とすること	

スケジュール

【平成28年】

4月22日(金) 募集開始
5月23日(月) 17:00 応募受付締め切り
6月6日(月)、7日(火) 審査委員会開催
6月下旬 補助金事業者決定

補助金事業開始



【平成29年】

2月28日(火) 17:00 実績報告書1および事業実績書1を提出
※平成29年2月までの補助事業に対する事業実績報告

補助金額確定・補助金交付

【平成30年】

4月9日(月) 17:00 までに実績報告書2および事業実績書2を提出
※平成29年3月～平成30年3月(13か月分)の状況を加えた簡易経過報告

4. 申請要件

下記(1)、(2)のいずれかに該当し、(3)の要件を満たす事業者であることが必要です。

- (1) 札幌市内に本社を有する、輸出仕様食品の製造者となる中小企業。
- (2) 札幌市内に本社(本所)を有する、輸出仕様食品の販売者となる企業(大企業を含む)または協同組合。ただし、販売者は北海道内に本社(本所)を有する中小企業または協同組合(生産者で組織する協同組合の連合会を除く)に対して輸出仕様食品を委託製造させなくてはならない。
- (3) 直近2か年度連続で、本事業と対象事業が同一である札幌市および(一財)さっぽろ産業振興財団補助事業「輸出仕様食品製造支援事業補助金」の交付を受けていない。

※本要件における中小企業とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に基づく中小企業者に該当する企業です。また、本社(本所)とは、経営上の中心となる事業所であり、必ずしも登記上の本店ではございません。

なお、「平成28年度輸出仕様食品製造支援事業補助金交付要綱」(以下、「要綱」という。)に準じて事業を実施できる事業者であることが必要です。

要綱は次の場所で配布しているほか、各ホームページからも入手できます。

- ・(一財)さっぽろ産業振興財団 産業企画推進部(住所は下記参照)

HP: <http://www.sec.or.jp/other/780.html>

- ・札幌市 経済観光局 国際経済戦略室 食・健康医療産業担当課
(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15F 北側)

HP: <http://www.city.sapporo.jp/keizai/tradeinfo/export/export.html>

5. 申請方法

交付申請

交付申請の締め切りは、**平成28年5月23日(月) 17:00必着**です。

交付申請書類に必要事項を記入の上、下記あて先までご提出ください。(郵送または持参)

(一財)さっぽろ産業振興財団 産業企画推進部

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号

電話: (011) 817-7890 (平日 9:00～12:00、13:00～17:00)

FAX: (011) 815-9321

担当: 尾崎、金谷、古川

なお、「事業計画書(様式1の2)」の電子ファイルを電子メールに添付し、「asia@sec.or.jp」宛にご送付ください。(添付ファイルサイズは2 M byte未満となるようにお願いいたします。)

交付申請書類

要綱は次の場所で配布しているほか、各ホームページから入手できます。

- ・(一財)さっぽろ産業振興財団 産業企画推進部(住所は下記参照)

HP: <http://www.sec.or.jp/other/780.html>

- ・札幌市 経済観光局 国際経済戦略室 食・健康医療産業担当課

(札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所15F 北側)

HP: <http://www.city.sapporo.jp/keizai/tradeinfo/export/export.html>

- (1) 補助金交付申請書(様式1)
 - (2) 事業計画書(様式1の2)
 - (3) 誓約書(様式1の3)
 - (4) 申請者の事業要覧
 - (5) 申請者の前会計年度の決算書の写し
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、(一財)さっぽろ産業振興財団理事長が必要と認める書類
- ※(6)については特別に要求されない限り、提出の必要はありません。

6. 補助事業者の決定

書類審査

本要領および要綱に準じているか、本事業の目的を効果的に達成できるか等の観点から、交付申請書類の確認・審査をさせていただきます。

※書類審査の結果、下記の審査委員会に申請者としてご参加いただけない場合がございます。

審査委員会

6月6日(月)、7日(火)に開催予定の審査委員会において、別途指定する形式において申請者によるプレゼンテーションを行っていただき、審査委員による審査を行います。審査委員会における主な審査基準は下記です。

プロジェクト
の策定力

プロジェクト
の実現性

定量的・
定性的効果
の大きさ

※プレゼンテーションをなさる方の6月6日(月)及び6月7日(火)の予定を確保願います。

補助事業者決定

審査委員会における審査結果をもとに一般財団法人さっぽろ産業振興財団理事長が補助金の交付・不交付を決定し、補助金交付・不交付決定通知書を6月中旬に申請担当者宛に発送いたします。

7. 事業の実施と報告

事業の実施

補助金交付決定通知後、申請いただいた事業計画に沿って補助事業を実施いただきます。

※補助金交付決定通知前に発生した費用については、補助金の交付を受けることができません。
また、事業実施期間(補助金交付決定日～翌年2月28日以前)内に契約・納品(サービス提供含む)・請求・資金の移動が伴う支払が完了する経費である必要があります。

※当初の事業計画の変更が必要な場合は、事業計画等変更申請書を提出の上、承認を受けてください。

事業の報告

【平成29年】

2月28日(火) 17:00 実績報告書1および事業実績書1を提出

※平成29年2月までの補助事業に対する事業実績報告

補助金額確定・補助金交付

【平成30年】

4月9日(月) 17:00 までに実績報告書2および事業実績書2を提出

※平成29年3月～平成30年3月(13か月分)の状況を加えた簡易経過報告

補助金交付額の決定

実績報告書1に従って補助交付額が決定され、補助金が交付されます。

※当初の事業計画と実績が異なる場合には、補助金の交付を受けることができない場合または減額される場合がございます。

8. 注意事項

- ①提出いただいた申請に関する情報、その他、本事業を通して提供いただいた情報は、審査委員会の運営を含む本事業の実施に必要な範囲だけで利用し、その他の目的で利用することはありません。
- ②本事業の実績の周知を目的として、補助事業者の企業情報概要、プロジェクト名、プロジェクト概要を公表させていただきます。その他のご提供いただいた情報については、統計的に処理し、統計資料として公表させていただく場合がございます。
- ③交付申請書類の内容の確認のために、電話等によるヒアリングを行わせていただく場合がございます。なお、交付申請書類の返却は行いませんので予めご了承ください。
- ④補助事業者が下記の各項目のいずれかに該当する場合は、補助金交付決定の取り消し、補助金交付額の減額、又は既に交付した補助金の返還命令が発生する場合がございます。

- (1) 補助金申請又は補助事業において、虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。
- (2) 法令若しくは要綱又は要綱に基づく決定内容およびこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金の交付対象期間中において、補助事業と同一の事業活動において他の助成制度（補助金、委託費等）による財政的支援を受けたとき。
- (4) 前各項目のほか、特に（一財）さっぽろ産業振興財団理事長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

- ⑤本事業は要綱に準じて実施されるため、要綱の内容も必ずご確認ください。本要領に記載のない事柄がある場合または要綱と本要領の間に齟齬がある場合には、要綱の内容が適用されます。

9. 本事業に関するお問い合わせ先

（一財）さっぽろ産業振興財団 産業企画推進部

〒003-0005 札幌市白石区東札幌5条1丁目1番1号

電話: (011) 817-7890 （平日 9:00～12:00、13:00～17:00）

FAX: (011) 815-9321

担当: 尾崎、金谷、古川